

水道施設維持管理基準一覧表

この表は一般的な水道施設維持管理基準を示しています。詳細については保健所等、所轄の指導機関にご確認下さい。

水道施設維持管理基準一覧表

区分 項目		専用水道	簡易専用水道	小規模水道		記録 保存
				小規模専用水道	小規模 簡易専用水道	
水 質 検 査	毎日 検査	色、濁り 残塩塩素等（翌月の 15 日まで報告）	随時	毎日 （翌月の 15 日まで 報告）	随時	5 年 （小規模 水道の み 3 年）
	定期 検査	概ね 1 ヶ月に 1 回、 及び概ね 3 ヶ月に 1 回行う定期検査	—	おおむね 6 ヶ月に 1 回	—	
	臨時 検査	供給する水が水質基 準に適合しないおそ れがあるとき。	異常を認めた時	供給する水が水質 基準に適合しない おそれがあるとき。	異常を認めた時	
	原水 検査	年 1 回以上、消毒副 生成物（シアン化合 物イオン及び塩化シ アンを除く。）及び味 を除く項目について 実施。 ^{注1)}	—	上水受水以外の施設 は、原水の指標菌検査 を実施。指標菌が検出 されクリプトスポリ ジウムを除去又は 不活化できない施設 は原水のクリプトス ポリジウム等を 3 ヶ月 に 1 回以上、指標菌を 月 1 回以上検査 ^{注2)}	—	
残留塩素 の保持		給水栓端末において 遊離残留塩素 0.1mg/L 以上（結合残 留塩素 0.4mg/L 以 上）	同左	同左	給水栓において遊 離残留塩素 0.1mg/L 以上	
健康診断 検査		おおむね 6 ヶ月に 1 回	—	年 1 回以上	—	1 年
貯水槽等 の清掃		年 1 回以上	1 年以内ごと 1 回定期的 に行う	年 1 回以上	1 年以内ごと 1 回 定期的に行う。水 あかや沈殿物が多 い場合及び汚染が あった場合は随時 清掃を実施	1 年
管理状況 検査		—	1 年以内ごと 1 回 施設の外観検査、給水栓 における水質検査、色濁 臭味、残留塩素の有無	—	—	
水道管理 技術者の 設置		必要	—	—	—	
水質検査 計画		必要	—	—	—	

注1) クリプトスポリジウム等対策として、厚生労働省の定める「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき管理を実施する。

注2) 原水から指標菌が検出されていない場合でも、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は 6 ヶ月に 1 回以上指標菌検査を実施。

指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は 3 年に 1 回、全項目検査等で、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認。

浄水化施設（消毒施設のみを除く）が設置されている施設は必要に応じ原水の検査を実施。

水道水質基準 51 項目と検査頻度

		基 準 項 目	単位	基準値	水道事業者等 ^{注1)}			特定建築物等		
					検査 頻度	回数減 の可否	省略の 可否	浄水受水	自己水源	
									給水前	定期検査
健康 に 関 連 す る 項 目	基1	一般細菌	個/mL	100	毎月	不可	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基2	大腸菌	－	不検出	毎月	不可	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	①	③	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基8	六価クロム化合物	mg/L	0.02	1回/3ヶ月	①	③	－	○	－
	基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	1回/3ヶ月	①	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	1回/3ヶ月	①	不可	1回/年	○	1回/年
	基11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基12	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基13	四塩化炭素	mg/L	0.002	1回/3ヶ月	①	④	－	○	1回/3年
	基14	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	1回/3ヶ月	①	④	－	○	－
	基15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	1回/3ヶ月	①	④	－	○	1回/3年
	基16	ジクロロメタン	mg/L	0.02	1回/3ヶ月	①	④	－	○	1回/3年
	基17	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	①	④	－	○	1回/3年
	基18	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	①	④	－	○	1回/3年
	基19	ベンゼン	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	①	④	－	○	1回/3年
	基20	塩素酸	mg/L	0.6	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基21	クロロ酢酸	mg/L	0.02	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基22	クロロホルム	mg/L	0.06	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基23	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基24	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基25	臭素酸	mg/L	0.01	1回/3ヶ月	不可	⑤	1回/年	○	1回/年
	基26	総トリハロメタン	mg/L	0.1	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基27	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基28	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基29	ブロモホルム	mg/L	0.09	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
	基30	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	1回/3ヶ月	不可	不可	1回/年	○	1回/年
性 状 に 関 連 す る 項 目	基31	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	1回/3ヶ月	①	③	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基32	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	1回/3ヶ月	①	③	－	○	－
	基33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	1回/3ヶ月	①	③	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基34	銅及びその化合物	mg/L	1.0	1回/3ヶ月	①	③	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基35	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基36	マンガニウム及びその化合物	mg/L	0.05	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基37	塩化物イオン	mg/L	200	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基39	蒸発残留物	mg/L	500	1回/3ヶ月	①	②	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基40	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基41	ジェオスミン	mg/L	0.00001	毎月⑦	不可	⑧	－	○	－
	基42	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	毎月⑦	不可	⑧	－	○	－
	基43	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	1回/3ヶ月	①	②	－	○	－
	基44	フェノール類	mg/L	0.005	1回/3ヶ月	①	②	－	○	1回/3年
	基45	有機物(全有機炭素TOC)	mg/L	3	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基46	pH値	－	5.8-8.6	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基47	味	－	異常でない	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基48	臭気	－	異常でない	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基49	色度	度	5	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月
	基50	濁度	度	2	毎月	⑥	不可	1回/6ヶ月	○	1回/6ヶ月

①原水の水質が大きく変わるおそれの少ないと認められる場合、過去3年の結果が基準値の 1/5 以下の場合1回/年、基準値の 1/10 以下の場合1回/3年

②過去の検査結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、原水・水源及びその周辺の状況から、検査を行う必要がないことが明らかと認められる場合、省略可

③過去の検査結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、原水・水源及びその周辺の状況並びに薬品・資機材等の使用状況から検査を行う必要がないことが明らかと認められる場合、省略可

④過去の検査結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、原水・水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は近傍の地域の地下水の状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかと認められる場合、省略可

⑤過去の検査結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、原水・水源及びその周辺の状況から、検査を行う必要がないことが明らかと認められる場合、省略可(浄水処理にオゾン処理・次亜塩素酸を用いる場合は省略不可)

⑥自動連続測定・記録をしている場合、1回/3月に測定頻度を省略可

⑦臭気物質を発生する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかと認められる期間を除く。

⑧過去の検査結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、原水・水源及びその周辺の状況(停滞水源を水源とする場合は、臭気物質を発生する藻類の発生状況を含む)から、検査を行う必要がないことが明らかと認められる場合、省略可

注 1)専用水道の検査頻度・項目は当該水道の水道技術管理者が最終決定する。

専用水道における水質基準及び検査頻度一覧表

		基 準 項 目	単位	基準値	浄水受水		深井戸	
					1回/月以上 ^{注1)}	1回/3月以上 ^{注2)}	1回/月以上 ^{注1)}	1回/3月以上 ^{注3)}
健康に 関連する 項目	基1	一般細菌	個/mL	100	◎		◎	
	基2	大腸菌	-	不検出	◎		◎	
	基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003		○		◇
	基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005		○		◇
	基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01		○		◇
	基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01		●		◇
	基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01		○		◇
	基8	六価クロム化合物	mg/L	0.02		●		◇
	基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04		△		◇
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01		◎		◎
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10		△		◇
	基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8		○		◇
	基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0		○		◇
	基14	四塩化炭素	mg/L	0.002		○		◇
	基15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05		○		◇
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04		○		◇
	基17	ジクロロメタン	mg/L	0.02		○		◇
	基18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01		○		◇
	基19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01		○		◇
	基20	ベンゼン	mg/L	0.01		○		◇
	基21	塩素酸	mg/L	0.6		◎		◎
	基22	クロロ酢酸	mg/L	0.02		◎		◎
	基23	クロロホルム	mg/L	0.06		◎		◎
	基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03		◎		◎
	基25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1		◎		◎
	基26	臭素酸	mg/L	0.01		◎		◎
	基27	総トリハロメタン	mg/L	0.1		◎		◎
	基28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03		◎		◎
	基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03		◎		◎
	基30	ブロモホルム	mg/L	0.09		◎		◎
	基31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08		◎		◎
性状に 関連する 項目	基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0		●		◇
	基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2		●		◇
	基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3		●		◇
	基35	銅及びその化合物	mg/L	1.0		●		◇
	基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200		○		◇
	基37	マグネシウム及びその化合物	mg/L	0.05		○		◇
	基38	塩化物イオン	mg/L	200	◎		◎	
	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300		○		◇
	基40	蒸発残留物	mg/L	500		○		◇
	基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2		○		◇
	基42	ジェオスミン	mg/L	0.00001		○	▲	
	基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001		○	▲	
	基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02		○		◇
	基45	フェノール類	mg/L	0.005		○		◇
	基46	有機物(全有機炭素TOC)	mg/L	3	◎		◎	
	基47	PH値	-	5.8-8.6	◎		◎	
	基48	味	-	異常でない	◎		◎	
	基49	臭気	-	異常でない	◎		◎	
	基50	色度	度	5	◎		◎	
	基51	濁度	度	2	◎		◎	

注 1) ◎の項目は省略不可。ただし、基 37 及び基 45～50 の項目について、連続的に計測及び記録がされている場合は3ヶ月に1回以上とすることができる。

注 2) ◎の項目は省略不可。○の項目は過去(1回)の検査結果で基準値の1/2を超えていない場合省略可。●項目は浄水過程で使用する薬剤や配管等の使用状況を考慮し、給水を受けた後に濃度が上昇するおそれがない項目については、過去(1回)の検査結果で基準値の1/2を超えていない場合省略可。△の項目は、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下である場合は3年に1回、1/5以下である場合は1年に1回まで回数を減じることができる。

注 3) ◎の項目は省略不可。▲の項目は初回の検査結果が基準値の1/2以下である場合は検査を省略、概ね3年後に水質変動のないことを確認。

◇の項目は過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下である場合は3年に1回、1/5以下である場合は1年に1回まで回数を減じることができる。過去3年間の検査結果がない場合は、初回の検査結果が基準値の1/5以下である場合は1年に1回の検査を行い3年間の結果を集積し、その結果が全て基準値の1/10以下である場合は3年に1回、1/5以下である場合は1年に1回まで回数を減じることができる。

小規模専用水道における水質基準及び検査頻度一覧表

		基 準 項 目	単位	基準値	確認 申請 時	給水 開始 時	全項目検査		深井戸を水源とする場合の例					
							自己 水源	浄水 受水	1 年		2 年		3 年	
									1 回	2 回	1 回	2 回	1 回	2 回
健康に 関連する 項目	基1	一般細菌	個/mL	100	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基2	大腸菌	-	不検出	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	◎	◎	○	□	◎		○		○	
	基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基8	六価クロム化合物	mg/L	0.02	◎	◎	○	□	◎		○		○	
	基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	◎	◎	○	◎	◎		○		○	
	基10	シアニ化物イオン及び塩化シア	mg/L	0.01	◎	◎	○	◎	◎		○		○	
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	◎	◎	○	◎	◎		○		○	
	基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基14	四塩化炭素	mg/L	0.002	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基20	ベンゼン	mg/L	0.01	◎	◎	○	△	◎		○		○	
	基21	塩素酸	mg/L	0.6		◎	○	◎	◎		○		○	
	基22	クロロ酢酸	mg/L	0.02		◎	○	◎	◎		○		○	
	基23	クロロホルム	mg/L	0.06		◎	○	◎	◎		○		○	
	基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03		◎	○	◎	◎		○		○	
	基25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1		◎	○	◎	◎		○		○	
	基26	臭素酸	mg/L	0.01		◎	○	◎	◎		○		○	
	基27	総トリハロメタン	mg/L	0.1		◎	○	◎	◎		○		○	
	基28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03		◎	○	◎	◎		○		○	
	基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03		◎	○	◎	◎		○		○	
	基30	ブロモホルム	mg/L	0.09		◎	○	◎	◎		○		○	
	基31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08		◎	○	◎	◎		○		○	
	基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	◎	◎	●	□	◎					
性状に 関連する 項目	基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	◎	◎	●	◎	◎					
	基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	◎	◎	●	□	◎					
	基35	銅及びその化合物	mg/L	1.0	◎	◎	●	□	◎					
	基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	◎	◎	●	△	◎					
	基37	マンガニン及びその化合物	mg/L	0.05	◎	◎	●	△	◎					
	基38	塩化物イオン	mg/L	200	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	◎	◎	●	△	◎					
	基40	蒸発残留物	mg/L	500	◎	◎	●	△	◎					
	基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	◎	◎	●	△	◎					
	基42	ジェオスミン	mg/L	0.00001	◎	◎	●	△	◎					
	基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	◎	◎	●	△	◎					
	基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	◎	◎	●	△	◎					
	基45	フェノール類	mg/L	0.005	◎	◎	●	△	◎					
	基46	有機物(全有機炭素TOC)	mg/L	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基47	pH値	-	5.8-8.6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基48	味	-	異常でない		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基49	臭気	-	異常でない	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基50	色度	度	5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	基51	濁度	度	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- 注1)検査頻度は年2回とし、原則として年1回は全項目(50項目)検査を実施すること。
- 注2)1回目の全項目検査の結果が水道水質基準に合格し、以上がないと認められた場合の2回目の検査は9項目まで省略することができる。
◎の項目は省略不可。
- 注3)●の項目は水源の種別、取水地点または浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物を排出する施設の設置状況等から
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は3年に1回まで検査回数が省略可能。
- 注4)○の項目は水源の種別、取水地点または浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物を排出する施設の設置状況等から
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、前回における検査結果が水道水質基準の1/10以下であるときは3年に1
回まで検査回数が省略可能。
- 注5)△の項目は浄水受水のみの小規模専用水道では検査を省略することができる。
- 注6)□の項目は浄水受水のみの小規模専用水道では、使用する配管等資機材の使用状況から、検査を省略することができる。